

【消費税増税直前ココに注意！ 第4回】

「契約書の消費税対応はお済ですか？」

こんにちは、今回の消費税改正シリーズは、契約書の消費税改正対応についてです。

消費税増税直前になりましたので、皆さんの会社にも様々な改正に関するお知らせや確認の連絡が来ている頃だと思います。

特に、契約書の消費税額の記載方法によっては、契約者双方での確認が必要なものや、契約書の見直しが必要な場合があります。

まず、**契約書変更の必要が無い表示が、「〇〇〇円(本体価格)+消費税」「〇〇〇円(税抜)」「〇〇〇円(消費税別途)」**となっているケースで、本体価格が明確になっているうえ、税率の表示がありませんので、4月以降については本体価格+8%で取引をすればよいことになります。

次に**「本体価格〇〇〇円+消費税(5%)」**となっているケースでは、**税率を変更して契約書を作り直す必要があります。**

問題になるのが**「〇〇〇円(税込)」**となっているケースで、増税分を転嫁すると税込金額 $\times 1.08/1.05$ となります。端数が出ないように**税込金額を継続する場合には、契約者双方で事前に確認しておくことをお勧めします。**

ただし、支払う側が4月以降も今までの税込金額を維持してほしいと要請すると、「転嫁対策特別措置法」に抵触する場合がありますのでご注意ください。

一度会社内の契約書を点検して、4月以降にトラブルが発生しないようにしましょう。

(税務部/榎本 孝史)



No.144号の【消費税増税直前ココに注意！第1回】の中で、賃貸借契約で4月分を3月に支払う場合には「5%」とご案内しましたが、1/20発表の国税庁Q&Aで、4月分は改正後の「8%」となることが明示されていました。お詫びの上、訂正させていただきます。